

千葉県立保健医療大学防犯カメラ設置・運用基準

(目的)

第1条 この基準は、千葉県立保健医療大学の学内（以下「本学内」という。）において、防犯等の目的で設置する防犯カメラの設置・運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、防犯カメラとは犯罪の予防及び施設管理等を目的とし、本学内に継続的に設置される映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(設置)

第3条 防犯カメラの設置にあたっては、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 防犯カメラを設置するときは、千葉県立保健医療大学危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）において、その必要性等について検討・承認を受け、学長に報告すること。
- (2) 設置場所及び設置台数並びに撮影範囲は、犯罪の予防及び施設管理等の目的を達成するために必要最小限とすること。
- (3) 防犯カメラの設置に際しては、防犯カメラ設置区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(防犯カメラ管理責任者等)

第4条 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、危機管理委員会規程第7条に規定する委員長をもって充てる。

- 2 前項の管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置くものとし、管理責任者が指名する。
- 3 管理責任者及び管理担当者（以下「管理責任者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、防犯カメラの維持管理に努めるものとする。

(画像の取扱い等)

第5条 管理責任者等は、防犯カメラの画像の取扱いについて、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 画像は、撮影時のままで保存し、加工をしないこと。
- (2) 画像の保存期間又は上書き消去までの期間は、原則として最長7日間とし、当該期間

を経過した後は速やかに当該画像の消去処理を行うこと。ただし、犯罪行為などの証拠を保全する等の必要がある場合は、この限りではない。

(3) 画像の再生及び記憶装置からの画像の持出は、管理責任者等又は管理責任者等から許可を受けたものが行うこと。また、不必要な再生は行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、画像の不正利用、外部流失、改ざん等を防止すること。

(画像の目的外利用)

第6条 管理責任者等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設置目的以外の目的で画像を利用し、又は第三者に提供してはならないものとする。

(1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。

(2) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

(3) 法令等の定めに基づく請求があるとき。

(本人への画像開示)

第7条 管理責任者等は、本人から画像の開示の求めがあり、その請求理由が相当と認められる場合には、第三者の利益に配慮したうえで、本人に対し、当該画像を開示するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第8条 管理責任者等は、防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、令和元年6月25日から施行する。